

佐賀県職員（公衆衛生医師）募集

佐賀県では、公衆衛生医師（保健所等で勤務する医師）を募集しています。

専門分野、保健所勤務経験は問いません。現在、佐賀県職員として勤務している医師の説明や、本庁、保健福祉事務所等の見学も行っていますので、お気軽にお問合せください。

1 業務内容

県の公衆衛生医師は、県民の健康な生活を守るために、県の保健・医療・福祉行政に携わります。

業務は、許認可、監視、医療提供体制整備、生活習慣病、感染症対策、精神保健、母子保健の推進など多岐にわたります。また、災害時には被災地で健康危機管理・公衆衛生学的支援を行うための派遣や、県職員の衛生管理を担う産業医をお願いする場合があります。

2 主な勤務場所

保健福祉事務所、精神保健福祉センター、療育支援センター、本庁

3 採用時期

随時（基本的には各月1日付け）

採用時期は、要望に応じて調整させていただきます。

4 募集期間

通年

5 募集人数

若干名（適任者がいない場合は、採用を見送ることとなります。）

6 募集資格

医師免許を有する者で臨床研修（医師法第16条の2）を修了したものの専門分野、保健所勤務経験は問いません。

ただし、地方公務員法第16条に該当する次の方は応募できません。

(1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考の実施時期及び場所

- (1) 実施時期 随時
- (2) 場所 佐賀県庁

8 選考の方法

(1) 書類審査

履歴書：指定様式（3か月以内に無帽・正面で撮影した写真を貼付）

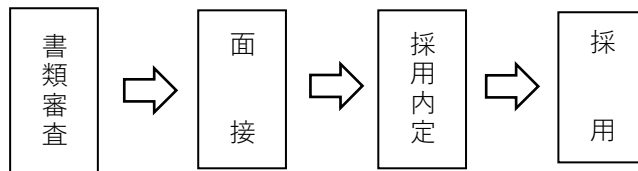
最終学校の卒業証明書（学校が発行した原本に限る）

医師免許の写し

資格調書：指定様式

(2) 面接

<選考から採用まで>



9 勤務条件

(1) 給与（令和3年4月1日現在）

- 採用時（医師免許取得後、臨床研修（2年間）を修了し、直ちに県に採用された場合）

年収 約 998 万円（期末手当、勤勉手当、初任給調整手当を含む）

- 採用時（医師免許取得後、臨床研修（2年間）を修了し、10年間の臨床経験の後に県に採用された場合）

年収 約 1,232 万円（期末手当、勤勉手当、初任給調整手当を含む）

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。

給料は、学歴、職歴等を勘案して決定します。また、給与改定により支給額は増減することがあります。

(2) 勤務時間

1日 7時間 45分（週休2日）※変則勤務を行う場合があります。

問い合わせ先

佐賀県健康福祉部福祉課

直通 0952-25-7052

E-mail fukushi@pref.saga.lg.jp